



子どもの豊かな感性・協調性を育む

自然とのふれあいを大切にする

ドイツの 園づくりツアー 2016

参加募集のご案内

2016年8月21日(日)~27日(土)5泊7日

募集締切 2016年6月30日(木) 滞在都市ドイツ・ドレスデン、チェコ・プラハほか



心とからだが発達する乳幼児期は、豊かな感性や協調性を育む大切な時期です。この時期にいろいろな命と出会う自然体験をすることは、明るく、勉強に集中できる子どもになるなど、就学後の成長に大きなプラスの効果をもたらします。安心して自然とふれあえる「園庭ビオトープ」のある園は、子どもたちが毎日を過ごす場所として大変適しています。

「ビオトープ」とは、樹林や水辺、草地など、野生の生きものが暮らす場所のことを言います。そうしたビオトープを子どもたちのために園庭に取り入れたのが「園庭ビオトープ」です。

視察企画・協力
公益財団法人
日本生態系協会

旅行企画・実施
近畿日本ツーリスト(株) ECC営業本部 第6営業支店
(観光庁長官登録旅行業第1944号 / (一社)日本旅行業協会正会員、
ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員)

後援:(社)日本保育協会、(公社)全国私立保育園連盟、(NPO法人)全国認定子ども園協会、日本ビオトープ管理士会
協力:(株)チャイルド本社、ひかりのくに(株)、(株)メイト

対象 保育所・幼稚園・認定子ども園の設置者、保育者、こども環境管理士、ビオトープ管理士、企業、研究者などどなたでも

ご旅行代金 459,000円 お1人様あたり (エコノミークラス・ツイン2名1室利用バス・トイレ付 朝食5回、昼食4回付)一人部屋の場合は、追加代金26,460円(5泊分)がかかります。別途、空港税・燃油サーチャージがかかります。

募集人員 20名様 (最少催行人員12名様) 添乗員同行なし。
ツアーリーダーと通訳(現地より)が同行し、旅のお手伝いをいたします。

ご注意 ※募集期間内でも募集定員になり次第、締め切らせていただく場合がございます。※料金は羽田発着国際線運賃、宿泊施設ツイン2名1室利用時の1名様代金です。別途、羽田空港施設使用料/羽田空港保安サービス料(2,570円)、現地出入国税(8,130円)、燃油サーチャージ(20,000円)、航空保険料(600円)を、近畿日本ツーリスト(株)にて代行受領させていただきます。7月13日までに旅行代金残金と共にお支払いください。※出入国税、燃油サーチャージは2016年2月16日現在のIATA公示レート(BSR)を参考に算出しております。また、発券時に予告なく増減・新設される場合があります。付加運賃・料金の額が変更になった場合は、増額になった時は不足分徴収し、減額になった時はその分を返金いたします。※日本国籍の旅券(パスポート)の有効残存期間は帰国日まで必要です。必要残存期間以上の余裕ある旅券をご用意いただくことをお勧めいたします。



ツアーのポイント

1 保護者に大人気の園庭づくりを具体的にご紹介

2 工夫をこらした魅力的な園舎の内部も見学

3 ドイツの保育制度や仕組みなどの情報もご提供

4 園庭や森で子どもたちとのふれあいの機会もご提供

5 理解度アップのための資料を事前送付

訪問予定の 保育所・幼稚園など



エコロジカル保育所 幼稚園 ココロレス

『子どもたちのための自然豊かな園をつくる』というコンセプトのもとに、近隣住民も加わってみんなでつくったこの園庭は、第3回コンクールで上位3賞に選ばれました。ドレスデン中心地の緑のオアシスとなっている園庭は、子どもたちだけでなく、地域の人々にも愛されています。

ザクセン州 文化スポーツ省・ 健康増進支援協会

ザクセン州文化・スポーツ省は、州内の全教育・保育機関を統括しています。そのひとつである健康増進支援協会は、健康増進を目的とした活動を促進するために設置され、健全な保育所・幼稚園づくりの一環で実施されているザクセン州「園庭コンクール」の運営を一任されています。

ハイデンオルゲレ 森の体験幼稚園

2006年に保護者と森の幼稚園の経験者によって設立されたこの園は、森で安全に遊びながら自然とふれあい、森の不思議な力を感じてもらうことを目的としています。子どもたちは森での体験を通じて、野生の生きものの営みや四季の変化、物質の循環など、驚くほど多くを学んでいます。



コーボルトラント 保育所・幼稚園

四季折々の自然と直接ふれあうことを保育の基本コンセプトに掲げるこの園の敷地は5,100㎡。子どもたちも手伝ってコンクリートを剥がした園庭には、小高い丘や野の花の咲く草原などがあります。自然とのつながりを重視した保育は、保護者などから高い評価を受けています。



チョップパウ市営 スパッツネスト 保育所・幼稚園

この園では、子どもたちと保護者に、専門家も加わって、自然体験のための園庭をみんなでつくりあげました。地域在来の多様な植物に覆われた園庭には、昆虫や鳥など、たくさんの野生の生きものもやってきます。保護者にも大好評で、第4回コンクールの上位3賞入賞により、入園希望者がさらに増加しています。

キリスト教幼稚園 エントデッカーラント

園の名称エントデッカーラントは「発見の国」という意味です。その名にふさわしく、園庭には小高い丘やトンネル、吊り橋があり、それを覆うように野草や木が生え、新しい遊びを発見する要素にあふれています。第3回コンクールの上位3賞にも選ばれ、入園希望者は年々増加しています。



ヴァルドキルシェン町営 モイゼブルク 自然体験保育所・幼稚園

第1回コンクールで上位3賞に選ばれた、斜面を利用した園庭には、水辺や虫宿、石垣などがあります。地域在来の草木が茂る昆虫や小動物のビオトープとなっており、その管理は主に子どもたちに任せられています。自然体験に力を入れた園の方針は多くの保護者の心を捉えています。

子どもの館 プステブルーム

第2回コンクール上位賞のこの園は、7,000㎡の園庭を「子どもたちが設計者」を合い言葉に、地域在来の多様な植物が生えるヘビヤトカゲがいるビオトープに改造。ツリーハウスなどもあり、登る、降りる、潜る、滑ると遊びの幅が広がりました。連邦政府の生物多様性発見プロジェクトにも参加しています。



日次 月日曜	発着・滞在地	時刻	交通機関	スケジュール	食事
① 8/21 (日)	東京(羽田)発 ミュンヘン着 ミュンヘン発 ドレスデン着	午後 夕刻 夕刻 夜	航空機 航空機 専用車	空路、ミュンヘン経由、ドレスデンへ 到着後、市内ホテルへ	朝× 昼機 夕機 [ドレスデン泊]
② 8/22 (月)	ドレスデン滞	午前 午後 午後	専用車 徒歩	●エコロジカル保育所・幼稚園ココロレスを見学 ●ザクセン州健康増進支援協会にてセミナー ○ドレスデン市内を各自自由見学	朝○ 昼○ 夕× [ドレスデン泊]
③ 8/23 (火)	ドレスデン周辺滞 ドレスデン発 ケムニッツ着	午前 午前 午後 午後 夕刻	専用車	●ハイデンオルゲレ森の体験幼稚園を見学 ●コーボルトラント保育所・幼稚園を見学 ○ドレスデン市内を各自自由見学 陸路、ケムニッツへ(西に約70km)	朝○ 昼○ 夕× [ケムニッツ泊]
④ 8/24 (水)	ケムニッツ発 チョッパウ着 チョッパウ発 ヴァルドキルヒエン着 ヴァルドキルヒエン発 ホーフエンフィヒテ着 ホーフエンフィヒテ発 ザイフェン着 ザイフェン発 ケムニッツ着	午前 午前 午前 午前 午後 午後 午後 午後 午後 午後	専用車	陸路、チョッパウへ(南東に約17km) ●スパッツネスト保育所・幼稚園を見学 陸路、ヴァルドキルヒエンへ(北東に約4km) ●モイゼブルク自然体験保育所・幼稚園を見学 陸路、ホーフエンフィヒテへ(東に約11km) ●キリスト教幼稚園エントデッカーラントを見学 陸路、ザイフェンへ(南東に約40km) ○手作りの期のおもちゃで有名なザイフェン村を見学 陸路、ケムニッツへ(北西に約60km)	朝○ 昼○ 夕× [ケムニッツ泊]
⑤ 8/25 (木)	ケムニッツ発 ロシュニッツ着 ロシュニッツ発 プラハ着	午前 午前 午前 午後	専用車 徒歩	陸路、ロシュニッツへ(南南西に約28km) ●子どもの館プステブルーメを見学 陸路、プラハへ(北東に約120km) ○プラハ市内を各自自由見学	朝○ 昼○ 夕× [プラハ泊]
⑥ 8/26 (金)	プラハ発 ミュンヘン着 ミュンヘン発	午前 午前 午後 午後 午後	専用車 航空機 航空機	陸路、プラハ空港へ(約18km) 空港にて意見交換会 空路、ミュンヘン経由、帰国の途へ	朝○ 昼× 夕機 [機内泊]
⑦ 8/27 (土)	東京(羽田)着	午前			朝機

●下車見学 ○自由見学

視察の合間に、ドレスデンや世界遺産プラハなども見学できます

ツアーでは、ドイツ東部のドレスデン、ケムニッツと、チェコの首都プラハに滞在します。ドレスデンは、文豪ゲーテがエルベ河畔のフィレンツェと称えたバロック建築が美しい古都。「百塔の街」と呼ばれるプラハは、中世そのままの街並が今も残るユネスコ世界遺産です。加えて、手作りの木のおもちゃで有名なザイフェン村にも足を延ばします。

○上記スケジュールは2016年2月16日現在のものです。発着日時及び交通機関は諸事情により、変更になる場合がございます。予めご了承ください。お申し込みは添付の申込書にてお願いします。航空機の座席配列や空港での個人チェックイン化に伴い、同行者の方でも隣りあわせにならない場合があります。

[利用予定日本発着航空会社]

ルフトハンザドイツ航空(LH)ノエコノミークラス

[利用予定ホテル]

ドレスデン/Maritim Hotel & International Congress Center
Dresden、ケムニッツ/Penta Hotel Chemnitz、プラハ/Jalta
Boutique Hotel Prague

[食事] 朝5回、昼4回、夕0回(機内食を除く)

[略号] 朝…朝食、昼…昼食、夕…夕食、機…機内食

[時間帯の目安] 朝06:00～08:00、午前08:00～12:00、
午後12:00～17:00(昼12:00～14:00、夕刻17:00～19:00)、
夜19:00～23:00



ご出発までの手続き

この度は『子どもの豊かな感性・協調性を育む 自然とのふれあいを大切にするドイツの園づくりツアー 2016』について、参加ご案内の機会を賜りまして誠にありがとうございます。
お申し込みからご出発までの流れをご案内させていただきます。是非この機会にご参加のご検討をお願い申し上げます。

募集開始 2016年3月～

募集要項・参加申込書・旅行条件書など資料配布

お申込 2016年3月～

1. 参加申込書をお送りください。
2. 申込金(60,000円)を弊社銀行口座にお振込ください。入金確認後、正式予約が完了になります。
3. お部屋割りについて(①1名1室 ②2名1室相部屋)をご選択の上、ご提出ください。1名1室は別途追加料金がかかります。
4. 海外旅行保険のご加入有無を必ずご記入ください。別途弊社より海外旅行保険申込書をご送付申し上げます。

お申込書のご提出は、FAX 03-6730-3229 へご送信ください。

お振込先 三井住友銀行 中央支店
(普通) 8799290 近畿日本ツーリスト株式会社

お申込書到着・入金確認後に旅行手続きの案内を送付いたします。

パスポートコピーの提出の案内及び海外旅行保険の申込(希望者のみ)などをお送りさせていただきます。

募集締め切り 2015年6月30日(木) ※先着順

募集締め切り期日内でも募集定員になり次第、締め切らせていただく場合がございます。
また、最少催行人員に満たない場合の旅行実施はいたしません。

旅行実施(催行/不催行)のお知らせ 7月1日(金)～7月6日(水)

募集を締め切り次第、旅行実施(催行・不催行)のご案内を各お客様へ告知致します。
実施の場合は、事前研修用の資料を順次、ご送付ご案内申し上げます。

変更・取消料の発生 出発40日前の7月12日(火)～ ※土日祝日除く出発日の前日より起算

ピーク時のため、出発日前日より起算して40日前～31日以前のご変更・取消料は、旅行代金の10%。
出発日の前日より起算して、30日前以降～3日前以前のご変更・取消料は、旅行代金の20%。
2日前～出発当日のご変更・取消料は、旅行代金の50%。以降は100%でございます。
既にご入金を頂戴している分のご精算は、変更・取消料を除き、お客様の指定銀行口座へのご返金とさせていただきます。
(振込み手数料は、お客様ご負担となります点予めご了承ください)

ご旅行代金<残金>のご入金 7月13日(水)

弊社よりご参加のお客様へ旅行代金の残金及び保険代金(希望者のみ)の請求書を送付させていただきます。
期日までに銀行振込をお願いします。なお、燃油サーチャージについては、2016年4月以降変動の可能性がございます。
発券時に確定金額として残金請求時にご精算させていただきます。

最終書類の発送 8月10日(水)頃までに

最終のご出発書類一式(日程表、ご集合案内など)をお送りいたします。

出発日 2016年8月21日(日)

自然とのふれあいを大切にするドイツの園づくりツアー 2016 参加申込書

当社は、ご記入いただきましたお客様の個人情報について、お客様との連絡、旅行の手配に必要な範囲内での運送・宿泊機関等及び手配代行者への委託を行います。詳しくは、旅行条件書等にてご確認ください。また、当社及び当社と提携する企業の商品やサービスのご案内等にご利用させていただきます。

〔個人情報の取り扱いについて〕 ☐ 同意します（同意いただける場合は□を塗りつぶすかレ印を記入してください）

近畿日本ツーリスト(株) 御中 上記内容並びに、別紙の旅行条件書に記載の旅行条件に同意のうえ、以下の旅行を申込みます。

フリガナ		MR		パスポート記載のローマ字 [必ず旅券をご確認ください] (旧姓のまま渡航される場合は旧姓をご記入ください)	
				姓	
氏名		MS		名	
生年月日	大 昭 平	年	月	日	西 暦
		年	年齢	才	
フリガナ				当社からの連絡先	
ご自宅住所 〒				☐ 自宅 ☐ 携帯 ☐ その他 () 電話番号	
電話番号		FAX 番号			
携帯番号		E-mail			
緊急連絡先 (留守宅)	氏名				ご本人との関係
	住所				
	電話番号				

下記希望項目の ☐ にレ印を記入してください。

[illegible]

【ご記入上のご注意】 ご記入いただきましたパスポート記載のローマ字氏名にて航空券などの手配を行います。お名前のアルファベットが1文字でもパスポートと異なった場合、航空機への搭乗ができませんので、ご記入は十分にご注意ください。特に長音〔H〕が記載している場合は必ず記入ください。（例 ITOH イトウ JIROH ジロウ など）

※参加申込書ご提出後に記載内容に変更が生じた場合は、電話などで必ずご連絡願います。

※この参加申込書は、企画旅行契約の成立を証するものではありません。企画旅行契約は弊社がお申込みを受諾し、申込金を受領した時に成立いたします。

成立年月日は申込金受領書の発行年月日といたしますが、銀行振込の場合には領収書は銀行の発行する振込み金受領書をもってかえさせていただきます。

旅行条件書(抜粋) 詳しい旅行条件を説明した書面(パンフレット)をお渡しいたしますので、事前にご確認の上、お申し込みください。

■募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、近畿日本ツーリスト株式会社ECC営業本部第6営業支店(東京都千代田区神田和泉町1-13、住友商事神田和泉町ビル14階、観光庁長官登録旅行業第1944号)が企画・募集し実施する旅行であり、当該の旅行に参加するお客様は当社と海外募集型企画旅行【以下「旅行契約」といいます】を締結することとなります。

(2)旅行契約の内容・条件は、当パンフレットによるほか、別途お渡しする海外募集型企画旅行条件書、確定書面(最終日程表)及び当社の旅行予約款(海外募集型企画旅行契約の部)によります。

■旅行のお申し込み・契約成立の時期

当社所定の旅行申込書にご記入の上、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。

申込金 60,000円

申込金は旅行代金、取消料、違約料の一部として取り扱います。

お客様との旅行契約については、当社の承諾と上記の申込金の受理をもって成立するものといたします。

【旅行代金のお支払い】

残金はご旅行出発の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

【旅行代金に含まれるもの】

旅行日程に明示した利用交通機関の運賃・料金、観光料金(バス料金、ガイド料金、入場料)、旅行日程に明示した宿泊料金及び税・サービス料金(バス・トイレ付き2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)、旅行日程に明示した食料料金(機内食を除く)、手荷物運搬料金(原則としてお1人様1個、ただし、航空会社の規定重量・容積・個数の範囲内)、団体行動に必要な付・査証代【旅行代金に含まれないもの】

旅行用紙代紙証代(11,000円～16,000円)、予防接種料金、傷害疾病保険料、渡航手續取扱料金(お客様ご自身が作成、申請された場合は不要です。)

1)出入国記録書その他を当社で作成したとき 4,320円

2)旅券申請書を作成代行したとき 3,780円

超過手荷物料金、飲み物代、フリーング代、電報電話料、ホテルのボーイ、メイド等に対する心付、追加飲食代その他個人的性質の諸費用及びそれに伴う税金・サービス料、お一人部屋を利用される場合の追加代金、日本国内における自宅から発着空港(または集合/解散場所)までの交通費・宿泊料、希望者のみ参加するオプションツアーの代金、お客様の傷害・疾病に対する医療費、日本国内の空港施設使用料、各国空港税、燃油サーチャージ、航空保険料

■部屋に関して

本コースは相部屋をお受けいたします。他に相部屋希望の方がいらっしゃらないなど、部屋をお一人で利用される場合でも一人部屋利用追加代金はいただきます。

■お申し込み方法

(1)申込書に必要事項を記入の上、FAX又はご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

お客様がご旅行申込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されていることをご記入ください。お客さまの氏名が誤って記入された場合には航空会社の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客様との交替の場合に於いて交替手続料(「■お客様との交替」に記載)をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除した場合同じです。この場合、所定の取消料(「■取消料のかかる場合」に記載)をいただきます。また、氏名の性別・年齢・国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いいたします。

(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)

(3)お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消料」状態お待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力をすることがあります。(以下「ウエディング登録」といいます。その際、申込書の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合はキャンセルの旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウエディング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社が「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエディング登録」は予約の完了を保証するものではありません。)

(4)日程と実際にご利用できない複数の予約(以下「重複予約」といいます。)、は、「ウエディング登録」の場合を除いて、ご遠慮いただくようお願いいたします。「重複予約」をされずとも、航空会社・宿泊期間などの予約管理方針により、航空会社・宿泊期間などの定める基準に従って、「重複予約」の方が自動的に取消となり、ご予約が取消される場合がございます。

(5)身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊婦の方、補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする、その旨をお申出ください。当社は可能な範囲内で対応いたします。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様の安全に隣接した特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。

(6)15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)

(7)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社ECC営業本部第6営業支店、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

(8)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様の旅行条件

①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けるとこと(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱規約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

②通信契約の申込みの際、会員は申込みをよとすること「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。

④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。

■お客様が出発までに実施する事項

海外危険情報について

渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。

また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。

渡航先は「海外危険情報」が発出された場合の旅行中止について

(1)「十分注意して下さい」

通常通り行いますが、当社にて渡航情報(危険情報)の書面をお受け取りください。契約成立後に取消された場合には、所定の取消料をお支払いいただきます。

(2)「渡航の是非を検討してください」

当社にて適切な「危険回避措置」が講じられと判断された場合に限り、原則行いたします。その場合、当社は渡航情報(危険情報)並びに、危険回避措置に関する説明を行い書面を交付いたします。書面を受け取り説明を受けた時点で契約解除は取消料を受取りませんが、一旦ご理解いただいた後の契約解除の場合は、所定の取消料をお支払いいただきます。渡航中に当該情

報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。

(3)「渡航の延期をおすすめします」「回避を勧告します」 旅行を中止いたします。

保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「感染症情報」ホームページ: <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいい、追加代金とは、1人部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金等をいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名(および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法)などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

当社は、旅行契約の内容を変更し、旅行代金を変更することがあります。詳しくは、「条件書」によります。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日がピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消	旅行代金の 10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

＊ピーク時とは12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31をいいます。

①当社の責任とされないローン、渡航手続き等の事由によるお取消の場合も表記取消料をいただきます。

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)

①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき、重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。

②旅行代金が増額された場合。

③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。

④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例外)

①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき、この場合旅行開始日の前日から起算

してさかのぼって、23日目(ピーク時は33日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。 ②旅行代金を期日

までにお支払いいただけないとき ③申込条件の不適合 ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき、⑤お客様が■お申し込み(9)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に係る賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)、また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業契約特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、搭物品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一箇又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に重要な変更が行われた場合には、当社はその変更の内容に応じて変更保証金を支払います。詳しくは「条件書」によります。

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行日において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて

(1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、生年月日、国籍、電話番号、パスポート番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

(2)当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業(イベント主催会社等を含む)に提供いたします。

(3)当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。

(4)当社は旅行先へお客さまのお買物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、本パンフレット記載の連絡先まで出発前までにお知らせください。

(5)上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約について

この条件に定めのない事項は当社旅行予約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行予約款をご希望の方は、ご請求ください。当社ホームページ<http://www.knt.co.jp/>からもご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。

ツアーに関するお問合せ先・企画協力

公益財団法人 日本生態系協会

担当：国際部・教育研究センター

電話：03-5951-0244 Fax: 03-5951-2974

www.ecosys.or.jp

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル

(公財)日本生態系協会は、自然と文化が共存する持続可能で美しくにづくり・まちづくりを目指して活動するシンクタンクです。保育者等を対象とした「こども環境管理士」の認証、「全国学校・園庭ビオトープコンクール」の開催などを通じて、子どもたちの自然とのふれあいを応援しています。主な著書に『学校・園庭ビオトープ』(講談社)があります。

お問合せ及び申込先

近畿日本ツーリスト株式会社 トラベルサービスセンター東日本

担当：益子・石渡隆

電話：03-6730-3220 Fax: 03-6730-3229

〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-14-24 西新宿KFビル3階

営業時間：月～金10:00～17:00 ※土・日・祝日お休み

※お取消・ご変更のご連絡が休業日・営業時間外の場合は、翌営業日の扱いです。予めご了承ください。

総合旅行業務取扱管理者：伊藤義彦、小室智恵子

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

旅行企画・実施：近畿日本ツーリスト株式会社 ECC営業本部 第6営業支店

観光庁長官登録旅行業第1944号、 旅行業法正引別 募集型企画旅行 一般社団法人日本旅行業協会正会員、ボンド保証会員

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル14F

TEL: 03-6891-9306 FAX: 03-6891-9406



ご旅行条件書（海外旅行）

■お申し込み

- (1) 申込書に必要事項を記入の上、ご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
お客さまがご旅行申込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されているとおりをご記入ください。お客さまの氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客さまの交替の場合に準じて交替手数料（「■お客さまの交替」に記載）をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、所定の取消料（「■取消料のかかる場合」に記載）をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いいたします。
- (2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して 3 営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）
- (3) お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウエイティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウエイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。
- (4) 日程上実際に利用できない複数の予約（以下「重複予約」といいます。）は、「ウエイティング登録」の場合を除いて、ご遠慮いただきますようお願いいたします。「重複予約」をされますと、航空会社・宿泊期間などの予約管理方針により、航空会社・宿泊期間などの定める基準に従って、「重複予約」の一方が自動的に取消となり、ご予約が取消される場合がございます。
- (5) 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (6) 15 歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）15 歳以上 20 歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- (7) 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- (8) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
 - ① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱締結を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
 - ② 通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - ③ 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
 - ④ 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (9) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
 - ① 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
 - ② お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
 - ③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

- ④ お客さまが流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

- (10) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■お客様が発売までに実施する事項

海外危険情報について

渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発表されている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp> でもご確認ください。

渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について

- (1) 「十分注意して下さい」

通常通り催行いたしますが、当社にて渡航情報（危険情報）の書面をお受け取りください。契約成立後に取消された場合には、所定の取消料をお支払いいただきます。

- (2) 「渡航の是非を検討してください」

当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、原則催行いたします。その場合、当社は渡航情報（危険情報）並びに、危険回避措置に関する説明を行い書面を交付いたします。書面を受け取り説明を受けた時点での契約解除は取消料を収受いたしません。一旦ご了解いただいた後の契約解除の場合は、所定の取消料をお支払いいただきます。渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。

- (3) 「渡航の延期をおすすめします」「退避を勧告します」 催行を中止いたします。

保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいい、追加代金とは、1 人部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金等をいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名（および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法）などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお知らせします。
- (2) 複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日が＊ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目から 31 日目までの取消	旅行代金の 10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目から 3 日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

＊ピーク時とは12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31をいいます。

- ① 当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
- ② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例外）

- ① 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項 1～9 に定める事項をいいます。
- ② 旅行代金が増額された場合。
- ③ 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例示）
①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23 日目（ピーク時は 33 日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。 ②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき ③申込条件の不適合 ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。⑤お客様が■お申し込み(9)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に係する賠償限度額は 1 人 15 万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として 2,500 万円、入院見舞金として入院日数により 4 万円～40 万円、通院見舞金として通院日数により 2 万円～10 万円、携行品にかかる損害補償金(15 万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は 10 万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います、ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、交替に要する実費（下記参照）および手数料として 1 万円をお支払いいただくことにより交替することができます。
(1) エコノミークラス利用の場合（上位クラスへ変更の場合も適用）また下記（ ）はこども。
北米(ハワイ含む)・中南米・ヨーロッパ(ロシア除く)・アフリカ・中東・・・17,500 (13,200) 円
アジア（韓国除く）・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国・・・10,000 (7,500) 円
韓国・・・6,000 円 (4,500) 円
(2) ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方面・・・1,000 円(大人・こども共通)

* 航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。

■海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります、また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

■お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて

- (1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、生年月日、国籍、電話番号、パスポート番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (2)当社およびご旅行をお申込んだいた受託旅行者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業（イベント主催会社等を含む）に提供いたします。
- (3)当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。
- (4)当社は旅行先でお客さまのお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、本パンフレット記載の連絡先まで出発前までにお知らせください。
- (5)上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、ご請求ください。当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からもご覧になれます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第 12 条の 5 により交付する契約書面の一部になります。